

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和2年度第1回松阪市環境影響評価委員会
2. 開 催 日 時	令和3年2月22日（月） 午後2時～午後3時30分
3. 開 催 場 所	松阪市桂瀬町751番地 松阪市クリーンセンター3階 研修室
4. 出席者氏名	<p>（委 員）◎ 朴恵淑 ○富田靖男、岩崎恭彦、寺島貴根、 松井宏樹、山村直樹（◎会長 ○副会長）</p> <p>（事業者）松阪市環境生活部 谷口清掃行政担当理事 清掃政策課 竹川清掃行政担当参事、中川主幹兼係長 大島主幹、白川主任、堀江係員</p> <p>（事業者委託業者）(株)エイト日本技術開発 出席：1名 WEB出席：4名</p> <p>（事務局）松阪市環境生活部 村林環境生活部長 環境課 下倉課長、谷係長、西係員、村田係員</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1名
7. 担 当	<p>松阪市環境生活部環境課 TFL 0598-53-4066 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp</p>

協議事項

松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
議事録は別紙のとおり

議 事 録

(事務局)

定刻になりましたので、始めさせていただきます。皆さんこんにちは、本日の司会をさせていただきます、環境課長の下倉です。本日は、大変お忙しい中、松阪市環境影響評価委員会にご出席いただきましてありがとうございます。それではただ今より令和 2 年度第 1 回松阪市環境影響評価委員会を開催させていただきます。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、業務委託先の株式会社エイト日本技術開発の出席につきましては、ウェブ会議方式を取らせていただきますので、予めご了承ください。開会にあたりまして、環境生活部長の村林よりご挨拶申し上げます。

(村林環境生活部長)

みなさんこんにちは、環境生活部長の村林でございます。

日頃は、松阪市の施策に関しまして、様々な分野におきましてご理解、ご協力をいただいておりますことを深くお礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私ともご多忙のなか松阪市環境影響評価委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。

この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

松阪市では、松阪市一般廃棄物最終処分場の埋立可能量の減少により、新しい最終処分場の建設計画を進めております。建設にあたりましては、「ムダなく資源が循環しているまち」の実現に向けて効率的で安定したごみ処理体制を確立してまいります。

新最終処分場におきましては、令和 9 年度共用開始を目指し、地域との調和や循環型社会への貢献などに配慮し、現施設よりも環境負荷の少ない、より良い施設としていく計画でございます。

本日は、三重県環境影響評価条例に基づく松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、皆様でご議論頂いた専門的なご意見を委員会からの答申として頂戴することで本事業がより良いものとなると考えておりますので、よろしくお願い致します。

委員会開催に先立ちましてのご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、本日委員会を開催するにあたり、松阪市環境評価委員会要綱第 5 条に基づき会長及び副会長の選出をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

これまで朴先生と富田先生に会長と副会長をお願いしていた経緯がございます。今回についても、会長に朴先生、副会長に富田先生をお願いしてもよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(事務局)

ありがとうございます。朴先生、富田先生お願いできますでしょうか。

(各委員)

了承。

(事務局)

それでは、議事に入ります前に、本審議会は「審議会等の公開に関する指針及び運用方針 3. 会議の公開の基準」に基づき、情報公開をしてみたいと思いますのでご了承のほどよろしくお願いいいたします。また、「8. 会議等の結果の公開」による議事録作成の為の録音をさせていただきます。ご発言の際にはマイクの使用をお願いいたします。撮影のお願いと、同じく「5. 公開の方法等」に基づき、会議の傍聴を認めていきたいと思いますので、併せてご了承のほどよろしくお願いいいたします。

本日、傍聴者は、中日新聞様が傍聴を希望されていますので認めてまいります。

本日のご出席者の方々におかれましては、お手元の名簿にてご確認いただければと思います。それでは、会議につきまして朴会長にお願いしたいと思います。

(会長)

改めましてみなさまこんにちは。

今、コロナ過の中で活動は制御されていますけれども、松阪市の新最終処分場施設整備事業にかかわるものとして、コロナ過ではありながらもフィールド調査も行いました。

それから今日は方法書にかかわる部分の議論をさせていただくことになります。

身近な部分の廃棄物をどうするのか。松阪市がどれだけ最先端のいろいろな知見も取り入れて、みなさんに環境に対する考え方、意識を相談できる機会も考えています。

廃棄物が出なければ一番いいのですが、どうしても100%はリユース、リサイクル出来ないものですから処分せざるを得ないということがある。

それを最小限に抑えるという工夫をしながら有効、再活用も考えながら、ここを一つ、世代を担う子どもたちへの環境意識を高めるためのものになればいいかなと思っております。みなさまのそれぞれの専門性は勿論のこと、今後、松阪市への10年先、20年先、30年先を見据えて、今、私たちがこの場で議論していることが時代を先取るような会議になるように努力したいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、事項書に基づきまして進めさせていただきます。

委員会の成立の可否について、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

本日の出席者につきましては、委員会委員全 8 名中 7 名の方に出席いただいています。「松阪市環境影響評価委員会要綱」第 6 条第 2 項の規定によりまして、会議は成立しています。

(会長)

報告がありましたとおり、本委員会が成立しているということですので、議事に入りたいと思います。本日は事項書のとおり、議案は 1 つです。第 1 号ですけれども、松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書についてですが、まずは事務局から説明をいただき、皆様からの質問などを承りますのでよろしくお願いたします。では、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

お手元に資料がございます。市長よりの諮問につきまして、議案第 1 号をご覧ください。

議案第 1 号松阪市環境影響評価委員会、三重県環境影響評価条例第 5 条に基づく松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、松阪市環境影響評価委員会要綱第 2 条の規定により諮問します。

まず、私の方から三重県環境影響評価条例に基づく方法書についての公告及び縦覧について報告いたします。

三重県環境影響評価条例第 6 条の規定により、松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書について、令和 2 年 12 月 21 日から令和 3 年 2 月 9 日の間、松阪市役所環境課他 8 か所で方法書の縦覧を行いました。縦覧期間におきまして第 7 条に規定する意見書の提出はございませんでした。

また、第 6 条の 2 に規定される説明会を令和 3 年 1 月 15 日に開催し、7 名の参加がございました。お手元には第 8 条に規定されます、方法書意見送付書、方法書説明会開催等実施状況届出書の写しをご用意させていただいています。

それでは、本日の資料 1「松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書の概要について」、お手元の資料とあわせてスクリーンにも映させていただきます。清掃政策課の堀江より事業計画の概要を説明申し上げ、環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価の手法については本事業の業務委託先の株式会社エイト日本技術開発より説明申し上げます。

(事業者)

本日のご説明内容ですが、まず、今回の新最終処分場施設整備事業計画の概要についてご説明させていただきます。その次に、選定した環境影響評価項目及びその調査、予測及び評価の手法についてご説明させていただきます。

それでは、まず新最終処分場施設整備事業計画の概要を説明させていただきます。

まず現最終処分場の状況ですが、松阪市上川町にあります現最終処分場は、平成 11 年 3 月に竣工いたしました。現最終処分場では、主に、焼却灰や、破碎選別後の不燃残渣、土砂・瓦礫を埋め立てています。

当初、現最終処分場の供用期間を平成 11 年度から平成 26 年度までの 15 年と見込んでいましたが、3R 推進などによりごみ排出量が減少するとともに、埋立量も想定より低い水準を推移していることから、予定期間を過ぎた現在でも供用することができています。令和元年度末時点において、全体の埋立可能容量の約 82.98%が埋まっている状況であり、残余容量が少なくなっているため、新最終処分場の整備が必要という状況にあります。

現最終処分場の状況を踏まえまして、新最終処分場の基本方針として、焼却灰については全量リサイクルを実施します。年間埋立量のうち約 8 割を占める焼却灰をリサイクルすることで、最終処分量が大幅に削減でき、新最終処分場を長期間活用することができます。

続きまして、新最終処分場の整備計画についてご説明させていただきます。はじめに、「基本設計・地質調査」であります。本年度から継続して行い、地元への説明も含めて、令和 3 年度までの 2 ヶ年を予定しています。

次に、「環境影響評価」であります。本年度から継続して行い、令和 5 年度までの 4 ヶ年を予定しています。

次に、「用地取得」であります。令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 ヶ年を予定しています。

次に、「実施設計」であります。令和 4 年度から令和 5 年度までの 2 ヶ年を予定しています。

次に、「建設工事」であります。令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 ヶ年を予定しています。

続きまして、新最終処分場施設整備事業実施区域の位置と概要についてご説明させていただきます。新最終処分場の建設予定地は、現最終処分場の隣接地である上川町、山添町地内の一部に計画しています。選定理由は大きく分けて、二つあります。一つ目はコスト削減の可能性です。地形を生かして整備することで、埋立地や施設を造成、整備する際、掘削などで多くの残土が発生するのを防ぐことが見込まれ、不用分の残土などの運搬、処理する費用を抑制することができます。また、新旧の最終処分場が隣接することで、施設を一括管理、運用することができ、ランニングコストの抑制につながると見込んでいます。

二つ目が最終処分場の建設予定地としての地形適性です。建設予定地は、埋立地や埋立地からでる浸出水の処理施設、調整池などの施設に加え、覆土置場や災害が起こった際に使用する仮置場などの整備にあたり、十分な広さを確保することができます。また、

この区域は山林となっていますが、丘陵部と二つの谷部があります。他市の最終処分場の立地状況をみてみますと多くは山間部にあり、山を切り開いて最終処分場を整備されている自治体もあります。松阪市の予定地では丘陵部、谷部や斜面などの現在の地形を生かしながら整備することができます。

続きまして、新最終処分場の概要についてです。新最終処分場の埋立期間は 15 年間で 1 期とし、3 期 45 年分の期間を想定しています。供用開始後 1 期 15 年間あたりの埋立量は約 16,000 トン、 m^3 に換算しますと約 20,000 m^3 となる見込みです。それに埋立物を覆うための覆土 7,000 m^3 を合わせると 1 期あたり 27,000 m^3 の埋立地が必要となります。埋立地は、この区域内にあります二つの谷部のうち東側の谷部を活用します。

第 2 期、第 3 期では、第 1 期埋立地の上部を活用し、埋め立てを行います。第 2 期では北部、第 3 期では南部で埋め立てを行う事で、27,000 m^3 規模の埋立地を 3 期分 81,000 m^3 整備する計画です。15 年間の埋立量については推計となりますが、埋立量の変動しなかった場合を想定すると 3 期 45 年分の最終処分を賄うことができます。市としましては、中間処理や資源化により、できる限り最終処分量を抑制し、最終処分場を長期的に活用していきたいと考えています。

以上、新最終処分場施設整備事業計画の概要について説明させていただきました。

(事業者委託業者)

それでは、続きまして環境影響評価項目の選定についてご説明させていただきます。

まず、活動要素の選定です。三重県条例に基づいた影響要因について、該当の区別を判定しました。最初に工事の実施に伴う影響要因ですが、発破、既存工作物の改修・撤去、土砂の採取以外の要因が該当します。

続いて、最終処分場の存在や供用に伴う影響要因ですが、有害物質の使用・排出、取水用水以外の要因が該当します。

続いて、該当した影響要因をもとに、三重県条例に基づいた環境要素について、環境影響評価項目を選定しました。選定した項目は、本事業の特性や環境条件を踏まえ、一般的な項目としています。ただし、事業計画の概要のところでもご説明がありましたとおり、本事業での最終処分量は現最終処分場よりも大幅に削減されることから、廃棄物運搬車両の台数は現況よりも減少すると想定されています。このため、「発生車両の走行」はどの環境要素に対しても選定していません。また、大気質のうち微小粒子状物質 PM2.5 については、重機や埋立機械の稼働により発生する可能性があります。環境への影響については不明な点があり、予測手法も確立されていないことから、現況調査のみ実施することとしました。

水質及び地下水についても、本事業の特性を踏まえ一般的な項目を選定しています。

ただし、地下水については、最終処分場の供用後に万が一浸出水が漏洩した場合を考慮し、環境基準項目及び水素イオン濃度を項目として選定しました。

地形及び地質、また動植物についても、本事業の特性や環境条件を踏まえて一般的な項目を選定しました。土壌については、土地の造成や工作物の建設に伴い土砂を移動させますが、対象事業実施区域外には持ち出さないことから、参考として現況調査のみ実施することとしました。

人と自然との触れ合いの活動の場、景観、廃棄物等及び温室効果ガス等についても、本事業の特性や環境条件を踏まえて一般的な項目を選定しました。

続きまして、具体的な調査、予測及び評価の手法についてご説明いたします。

まず大気質についてですが、対象事業実施区域内の 1 地点 (No.1) で地上気象と大気質の調査を行います。また、資材の運搬車両は走行ルートが未定ですが、現段階で可能性のある 3 ルートについて、それぞれの沿道 (No.2~4) で大気質の調査を行います。

調査は、地上気象を通年、大気質をそれぞれ年 4 回行います。予測は、重機の稼働範囲、資材の運搬車両の走行ルート沿道、近傍の集落を対象として行います。

続いて騒音振動ですが、一般環境騒音・振動調査として対象事業実施区域周辺の 2 地点 (SV.1~2)、道路交通騒音・振動調査として資材の運搬車両の走行ルート沿道 3 地点 (SV.3~5) で調査を行います。また、現最終処分場入り口交差点で交通量調査のみ行います。調査期間は休日と平日の 2 回、各 24 時間行います。予測は、最終処分場の敷地境界、資材の運搬車両の走行ルート沿道、周辺の民家を対象として予測を行います。

続いて悪臭ですが、対象事業実施区域周辺の 2 地点 (A.1~2) で調査を行います。調査期間は夏季に 1 回行います。予測は、対象事業実施区域周辺の集落のほか、地元住民の利用という観点から、対象事業実施区域北側の公園を対象として行います。

続いて水質ですが、最終処分場からの処理水が放流される真盛川について、放流先の上流 1 地点 (W.1) と下流 1 地点 (W.2) で調査を行います。また、図面には示していませんが、工事時の排水が同じ真盛川のさらに上流に放流される可能性があることから、放流地点の決定後にその上流 1 地点で調査を行います。以上に加えて、土壌調査を対象事業実施区域内の改変部 2 地点 (D.1 が洪水調整池、D.2 が埋立地) で行います。調査期間は各季節、また降雨の状況を考慮して年 1 回~4 回行います。予測は、工事時の排水や最終処分場からの放流水が流入する可能性のある水域を対象とします。

続いて地下水ですが、環境省のマニュアルにおいて、地下水調査範囲の目安が対象事業実施区域周辺 500m と示されていることから、その範囲内の既存井戸の分布を調査し、井戸が存在した場合には地下水位を測定します。また、対象事業実施区域内に設置される観測井戸 4 地点 (G.1~4) では、地下水位及び地下水質の測定を行います。調査期間は、地下水位が通年、地下水質が年 1 回~4 回とします。予測は、調査した井戸と工事時の排水が流入する可能性のある水域を対象とし、数式や事例、地下水の利用状況を勘案して予測を行います。

続いて地形及び地質についてですが、既存の調査結果や文献の整理により調査を行い、事例や数値解析により予測を行います。土壌は、水質調査の土壌と同じ、対象事業実施

区域内の改変区域 2 地点 (D.1~2) で 1 回、調査のみ行います。

続いて陸生動物についてです。調査は、基本的に対象事業実施区域周辺 200m の範囲内とし、調査範囲内の植生や地形を考慮して調査地点やルートを設定しました。なお、希少猛禽類は行動範囲が広いことから、周辺 200m 以遠にも調査地点を設定しています。また、新最終処分場からの放流水が放流される真盛川の下流において、ホタル類の餌となる巻貝のカワニナが確認されています。このため、カワニナが確認された地点で、ホタル類を対象とした夜間調査を行います。調査時期は季節ごとに年 3 回~5 回とします。なお、希少猛禽類については、繁殖の可能性がある場合は 2 年間調査します。

続いて陸生植物ですが、陸生動物と同様対象事業実施区域周辺 200m を調査範囲とします。植生調査は、調査範囲内の植生を考慮して 16 か所でコドラート調査を実施します。調査時期は季節ごとに年 1 回~3 回とします。

続いて水生生物についてです。調査は、最終処分場からの放流水が放流される真盛川の上流 1 地点、下流 2 地点で行います。また、対象事業実施区域内の谷部には細い水路が存在し、ホトケドジョウ等の重要種の存在が確認されていることから、これらの水路を代表する地点として対象事業実施区域南東側の水路 1 地点で調査を行います。調査時期は季節ごとに年 4 回とします。

続いて生態系についてですが、陸生動物・陸生植物・水生生物の調査結果や環境類型区分をもとに予測を行います。

続いて人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、対象事業実施区域周辺の公園 2 か所と、地域住民の憩いの場となっている池で調査を行います。調査時期は年 3 回とします。

続いて景観についてですが、人と自然との触れ合いの活動の場と同様の 3 地点に加え、地元住民が日常的に対象事業実施区域を視認する地点として、南側の 1 地点で調査を行います。調査時期は年 2 回とします。予測は、フォトモンタージュ法により行います。予測時期は、最終処分場供用後に植栽等で修景が完了した時期とし、さらに埋立区域が第 1 期~第 3 期で異なることから、それぞれについて予測を行います。

最後に廃棄物等、温室効果ガス等についてです。廃棄物等は、事業計画をもとに調査・予測を行います。温室効果ガス等は、事業計画や事例をもとにメタンガスの発生量を予測します。以上、各選定項目の調査、予測及び評価の手法についてご説明させていただきました。

(会長)

ありがとうございました。では、委員の皆様からご質問、ご意見を承ります。どうぞよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

(委員)

騒音振動について伺います。騒音の表 6-2.3 の予測手法のところ、重機の稼働による影響の予測手法は、自由空間における点音源の伝搬理論式と書いてあり、土地又は工作物の存在及び供用のところでは、単純に騒音伝搬モデルと書いています。これは同じだと思いますが、予測方法は違うのでしょうか。

(事業者委託業者)

基本的に同じものになります。

(委員)

同じだったら同じように書いてもらった方がいいかなと思います。それと、図 6-2.1 の SV.3 という騒音振動の調査地点ですが、ここは工事車両走行ルートによる道路交通騒音の影響を把握するためと書いてありますが、ルートはもっと敷地の脇の通りだと思うのですが、随分離れたところに設定していると思います。住宅地は西側に寄っていますが、離れたところに設定されているので、適切なのかなと思いました。騒音振動の調査地点をここに定めた理由を教えてください。

(事業者委託業者)

騒音振動の調査地点につきましては、冒頭で説明があったように工事用車両についても、未定な部分が多いということで、可能性があるというところで SV.2~4 と設定しています。今後事業計画等が固まっていく段階で再度検討する必要があるとは思いますが、現段階ではこの地点を設定するという考えでございます。

(委員)

SV.3 の近くを工事車両が通るとは到底思えないのですが、他のものと合わせてここに設定したものと思いますが、工事ルートは決まっていなくてもここは通らないと思いますが、そのあたりはいかがでしょう。

(事業者)

工事車両については、地元の方から通らないでほしいという声が出ると思います。ただ、現在国道 42 号バイパスから南虹が丘最終処分場線ということで市道が通っており、クリーンセンターから運搬車両のルートに入っているということで可能性として選定させていただきました。

(委員)

そのルートを見せていただいでよろしいでしょうか。

(事業者委託業者)

そのルートは方法書の 2-25 ページに記載しています。

(委員)

わかりました。このルートを通るため SV.3 を設定しているということですね。
ありがとうございました。

(委員)

前の現地調査などでも確認させていただきましたが、先ほどご説明いただいたとおり、丘陵部と谷部からなる谷津田的な環境が残っているところかなと拝見しました。山地とかを切り開くことはないのですが、そういった丘陵部と谷部からなる環境、谷津田のところを埋めるような計画になっており、そうせざるを得ない面もあるかなと思いますが、こういったところは里山によくみられるような草本類や湿地を好むような植物等がいるような場所になります。植物の調査は文献からの植物リストが方法書の 3-46 から 47 ページに付けていただけていますが、ぜひ丁寧に調査していただければと思います。ヤマドリなども出るのではないかなと思います。県内のほかの場所を見ていたら山地性の鳥はこういったところに出てくると思います。三重生物史の目録を見ていると松阪でもヤマドリが出ているように思いますので、3-41 ページでキジ科はウズラだけがあがっていますが、ヤマドリとかも見ていただいた方がいいのかなと思いました。

(事業者委託業者)

鳥類調査はラインセンサス法や定点、任意観察を行う予定です。加えて、猛禽類の調査を 2~7 月まで月 1 回のペースで行いますので、この時に猛禽類以外の一般鳥類も記録するようにしていますので、そのあたりを含めて全体の鳥類を把握することでまとめたと思います。

(委員)

ありがとうございます。緑化をあげていますが、具体的なことはこれからだとは思いますが、どのような方法を取るかによって生態系に影響してくるので、今の計画は何かあるのでしょうか。

(事業者委託業者)

緑化あるいは生態系で重要な植物が確認された場合の環境保全のためのエリアというものは今後環境調査を行って、重要な動植物種が明らかになってくると思いますが、そういったものと事業計画で開発する範囲の重ね合わせを行いまして、残るところの開発せざるを得ないところが整理されてくると思います。この地域ですと、単純な緑という

よりかは今の里山的な環境を活かした形で、今後持続できるような環境保全のための緑化になるのではないかと考えています。ただ、現地調査に手がついたところですので、そういった状況は今後現地調査後に、事業計画との重ね合わせでどうしても環境保全上ここは残してほしいというようなことが出てきたら事業者と相談していきたいと思っておりますが、そのあたりは情報がなく、準備書の中で皆様にご指導いただきながら整理していきたくと考えています。

(委員)

例えば、在来種等の植物を使用して緑化を検討することになったときに早い段階で、そこに生えている植物の種を取っておいた方が、あとで具体的にどのような在来種を使うのかとなったときにその時になってからでは遅く、なかつたりすることもあるので、種を取っておくなどのことを検討していただけたら、後でやりやすくなるのかなと思いますが、その点はいかがでしょう。

(事業者委託業者)

現地調査が終わってすぐ工事に入るわけではないので、その間にそういった必要があれば現地で種を取ることが必要に応じてあるとは思いますが、準備書の段階で整理していきたく考えます。

(委員)

先ほど植物について意見がありましたが、方法書 3-41 ページの動物について追加をお願いしたいと思います。まず哺乳類については、5 つの文献から拾ってもらっているので、特に問題はないと思います。鳥類について、三重県レッドデータブック 2015 から拾ってもらっていますが、いくつかの種が抜けています。例えば、クイナ、コチドリ、タゲリ、フクロウは NT で入っています。センダイムシクイ、キビタキも三重県レッドデータブック 2015 から抜けていますので、追加をお願いします。それから、爬虫類は特にありませんが、両生類でカスミサンショウウオが出ていますが、これは 2019 年にカスミサンショウウオのグループが細分されいくつかの種類に分かれています。カスミサンショウウオそのものも残っていますが、三重県の個体群につきましては、2019 年にヤマトサンショウウオという名前が変わっており、学名も変わっていますので確認をお願いします。昆虫類は特にありませんが、クモ類が 5 種類抜けていますので、三重県レッドデータブック 2015 で NT のキノボリトタテグモ、イサゴコモリグモ、オニグモ、コガネグモ、アワセグモの 5 種類を追加してください。貝類の中で、マルタニシが NT で、ナガオカモノアラガイが 2 種類抜けていますので、追加していただきたいと思っております。それから、先ほどヤマドリが抜けているとありましたが、これはリストに載っていませんが、いる可能性があるというわけですけど、昆虫類の中のコナラなどのナラ類につく

ウラナミアカシジミがリストに出っていますが、オオミドリシジミというのもコナラ類に見られるグループですので、レッドリストにはでていませんが、この辺りも一緒に加味していただけたらと思います。

(事業者委託業者)

先ほど言われた種については環境調査で把握していくということと、表記につきましてもご指摘があったように掲載したいと思います。それから地域固有の動植物がいると思いますので、そういうものについては注目すべき種ということであらためて保全していくということで考えたいと思います。

(委員)

方法書 6-51 ページの表 6-16.1 で、温室効果ガスによる予測手法の予測事項のところが、工事の実施においては温室効果ガス、土地又は工作物の存在及び供用のところでは、メタンガスを予測すると書いていますが、その予測方法としてメタンの発生量を予測とありますが、温室効果ガスの発生量の予測だと思いますが、いかがでしょうか。

(事業者委託業者)

最終的な予測項目としては、この表の予測項目にお示ししているとおり、温室効果ガスとなりますが、今回最終処分場という施設の特性上、発生するガスとしてはメタンに注目すべきと考えまして、地中で発生するメタンガスの量を測定し、温暖化係数を掛けて温室効果ガスに換算し、CO₂に換算し、制御するということを考えています。

(委員)

同表の工事の実施の予測事項に温室効果ガスとありますが、結局はメタンガスを測定するということですか。

(事業者委託業者)

事業の発生要因としては、埋め立て作業用の重機が動くということと、埋め立てられた廃棄物から発生するメタンガスという 2 つの要因だろうと考えています。ただ、最終処分場の埋め立ての重機というのも稼働台数が非常に限られておりまして、ボリュームとしてはそれほど大きくないことから、廃棄物から発生するメタンに注目しています。

(委員)

それはいいのですが、同じものを測るのでしたら、同じ表現にすべきですし、片方が温室効果ガスで片方がメタンガスだとおかしい。どちらかに統一したほうがいいと思います。

(事業者委託業者)

整合が取れるように修正したいと思います。

(委員)

同ページの表 6-16.2 で、エコフィスアクションプログラムまつさかを目標にしていますが、これは CO2 の換算で 10.5% 下げるということを計画で目標にしていると思いますが、それは、ここではメタンガスを測定して、それを CO2 に換算して 10.5% 削減するという認識でよろしいでしょうか。

(事業者委託業者)

最終的には CO2 換算で年度ごとに削減比を出していくことを考えています。

(委員)

運用中に CO2 はほとんど発生しないと思いますが、工事そのものについては、CO2 の発生を考慮しないのでしょうか。

(事業者委託業者)

工事の実施というところでも重機の稼働と資材の運搬車両の温室効果ガスの発生量ということで燃料消費に由来する CO2 の発生量というのを予測する考えでいます。ただ、施設稼働時の埋立作業では、1 日 1 台動くかどうかという規模になるので、そちらについてはあまり大した量ではないということでメタンガスに注目しています。

(会長)

ちょうど今、委員の方から、エネルギー専門家として、二酸化炭素、メタンなど温室効果ガスに関する質問がありましたが、私も、まったく同じようなところの部分で、2 点ほど、話を聞けたらと思っています。

まず 1 点ですが、方法書 3-141 ページに、松阪市地球温暖化対策率先実行計画というところの部分が書かれていますが、この資料は、新しく 14ha が、前から使っている 8ha は別にしても、廃棄物にかかる場所としては三重県と連動しなければならないというところから考えますと、三重県は今年の 3 月にもう決まりますが、2030 年までに 2013 年比で 30% 減らすという目標を掲げています。そういうことを踏まえれば、松阪市の温暖化の実行計画に関するものも当然変わっていきます。今は方法書ですが、これからは準備書、評価書といく形の中で、そういった部分も含めて考えなければならないということをまず念頭に置かなければならないということが 1 点あります。

それからもう 1 点が、温室効果ガスといいながら、先ほどとまったく同じですが、メタンです。これは、廃棄物に関わる最終処分場ですから、やっぱり工事、それから施設

が供用できるのが 2026 年からということだと、例えば、一台の車でもあるいはここで使われているいろんなエネルギーに関わるものから見ても、二酸化炭素というところの部分は、やっぱり考えなければなりません。この方法書の要約書のところの、4-3、4-4 のところには、温室効果ガスとって、限りなく二酸化炭素、そういう部分を考えている、供用後はメタンガスなどというところを含めて考える、温暖化係数をかけて二酸化炭素に換算する、頭の中では出来ているようですが、表現においてはそういうところが全く読み取れないものになっていますので、準備書、評価書に続く過程においては、こういった三重県や松阪市の動き、それから今年の 11 月の COP26 で何がどのように変わるか、いろんなことがあります、それを踏まえて、記述していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

(事業者委託業者)

ありがとうございます。おっしゃる通り、少しわかりづらかった部分については準備書で改めてまいりたいと思えます。また、今のお話をお伺ひしている中で、松阪市の今回の処分場直接の廃棄物、処分場に関わる CO2 排出、温室効果ガス排出というところでは、運搬車両が減少することによる、温暖化、温室効果ガス排出の削減効果みたいところは考えていなかったかなというように今、思っているところですので、市の政策として、予防的な観点でもう少し整理をしていきたいなと思えます。

(会長)

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

(委員)

今の温室効果ガスについて私からも意見なのですが、先ほどから CO2 について、運搬車両等では少ないというお話でしたが、一定面積は樹木が入っているところを伐採したり、あるいは埋めたりとかする訳で、ようするに樹木がそれまでそこにため込んでいた CO2 が排出、放出されます。あるいは、今後そこに樹林があれば、当然、15 年、20 年とその分そこで吸収源として働く分があるわけで、それが損なわれる分というの、温室効果ガスを評価するのであれば、評価に入れるべきではないかと思ひますが、その点はいかがですか。

(事業者委託業者)

ありがとうございます。樹木自体が CO2 を固定するという機能、効果は当然考えられます。ただ、カーボンニュートラルというところの観点から言うと、生物、植物由来の CO2 というのは、循環し続けていて、地球温暖化に影響する温室効果ガスというのが、化石系燃料由来であったりするものというように、考え方が分かれているところがござ

いますので、そのあたりの考え方を整理して、吸収源として樹林を評価するという考え方も見据えて、整理をしていきたいと思えます。

(委員)

もちろん、樹木の樹齢、老齢輪かどうかによって、CO₂の固定される量がプラマイどうだっという話はあるかと思えますが、当然ながらいまここにある一定量の現存量として存在している樹木があつて、それを伐採して、あるいは生えているところを埋め立て、というようなことをするというは、そこにある分に関しては少なくとも放出される訳です。当然、地球上の炭素循環を考えたときに、森林等っていうのは重要な一つの経路な訳ですから、そこを無視していいということにはならないと思えます。

(事業者委託業者)

無視するという事ではございません。ただ、仮に樹木を伐採したものが、何か燃料とされて、別の化石燃料の削減に繋がるということも考え方としてはありますので、伐採した樹木をどう利用するのかによって、それが地球温暖化に対してどのような役割になるのかというところで、非常に複雑になってまいりますので、そのあたりも含めて、現在ある樹木の処理、処分も含めて、検討する必要があるのかなと今考えています。それを無視するという事ではございません。

(委員)

伐採した後の樹木の利用の仕方によっては放出分にはならないというのはわかりますが、単純にこの事業で伐採した部分がどれくらいの量になるのかっていうのは見積もってここに書くべきではないかなというように感じたということです。

(事業者委託業者)

わかりました。樹木の伐採量については、別の廃棄物等の項目も含めて、整理をする予定にしていますので、伐採というか、今回の事業によってどれだけの木材が発生するか、建設の副産物として木材が発生するかということは少なくとも換算はいたします。ただ、その先、単純に温室効果ガスに換算出来るかというのは、今すぐに即答は出来ないというような状況でございます。

(委員)

木材が出る量は出せるけども、温室効果ガスとしては出せないかもということですか。でも、木材の炭素量を基に、それがどれくらいのCO₂量になるかというのは、単純に出せると思えますし、そこに樹木があつて、年間の成長量から、例えば、年あたりどれくらいのCO₂の固定源であるのかということの評価することは出来ます。もちろん、それが失わ

れるからといってこの事業そのものの妥当性が損なわれるということに直結する訳では無いので、それはやっぱりきちんと書くべきではないかなと思います。

(事業者委託業者)

書くべきだと思いますが、それを単純に、温室効果ガスに換算出来るのかというのが、今即答出来ないというところです。状況としては書けると思います。ただ、それを定量的に評価する手法があるのかどうかというと、すぐ明確な手法が思いつかないという状況でございまして、温室効果ガスにつきましては、国、環境省、経産省が温室効果ガス算定マニュアルという、ある程度の算定手法を示したマニュアルがありますが、そこには直接的に載っていない手法ですので、どのような手法の組み合わせが出来るのかというのが、今すぐにお答えできない、というようなところで、今後の検討事項にさせていただければと思います。

(委員)

検討していただきたいと思います。処分場でなくても、他のいろんな環境アセスを見ていると、樹木を伐採したところから、その部分がどれだけ二酸化炭素を放出することになるのかというのは、普通に計算されて載せてあるので、特殊なことを申し上げている訳ではないと思いますが、他のそういった事例とかもご覧になって、検討いただけたらと思います。

(事業者委託業者)

わかりました。ありがとうございました。

(会長)

今の森林がもっているシンクとしての部分に関しては、実は三重県はわかりません。この地域はどこまでゾーニング出来たかわかりませんが、温暖化対策策定部会においては、すでに三重県は計算が終わっています。少なくとも、2%から 4%です。ミニマムで三重県は 2%を入れて 30%で、国の一般的な平均的な 4%を入れれば 32%になったはずですが、若干わからないところもあるだろうと、環境林とか、あるいは経済林とか、いろんな部分のところがあるから、そういう事は林野庁などの部分で、色々マニュアル等がありますので、それをご覧になって、この地域のところのゾーニングがどこまで進んでいるかわからないですが、可能であれば算定していただきたいです。ちなみに三重県はほとんど計算を終えているところではありますが、温暖化だけではなく、農水のところにおいても結構盛んにしているのです、ある意味では基本データは得られるのかなという気がしますので、そのあたりもサーチしていただければと思います。よろしくお願ひします。

(委員)

現処分地の数値で良いのですが、悪臭の項目がある 6-12 で、硫化水素はどれぐらいなのか知りたいのですが、いかかでしょうか。

(事業者委託業者)

悪臭につきましては、当然現施設の状況というのが、この地域の一つ悪臭の発生源であろうということは想定しておりまして、調査地点としましては、新しい施設の敷地境界だけではなくて、現埋立施設の近い敷地境界においての調査を行う事を予定しています。その中で、硫化水素についてのご指摘があり、我々の方でも、現施設で悪臭の発生状況の調査をしているかどうかということを確認させていただきましたが、データ自体が現在無いという状況でございます。ですので、ちょっとそこについては不明ということでございまして、今回の調査で風向も考慮しながら、そこは把握していきたいです。ただ、体感的には悪臭が感じられるような状態は、外しか行ってないところで、限定的ですが、現在においがするということではございませんでした。そのあたりも、現施設の管理されている方にも確認をしてみたいと思っています。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員)

今日、資料を拝見していて、意見書の提出が 0 件で、説明会に 7 名参加というのがいかにもさみしいと思いました。わりと町に近いところで建つ処分場の建設に関して言うと、もう少し市民の皆さんに関心を寄せていただくような形でアセスを進めていただいた方がいいのではないかと思います。この公告、縦覧をどういう方法でされたか、あるいは説明会についてどういう形で周知されたかだとか、そういう事に関してご意見、どうされたかを聞かせていただいて、今回の 0 件、そして 7 名という結果を踏まえて、次回に向けてどのような事を検討されているかというところを教えていただければと思います。

(事業者)

まず、説明会の公報につきましては、条例に従いまして新聞に掲載しています。三重県の推奨される 5 紙に掲載させてもらいました。地元に関係する自治会が 4 自治会あり、そちらの方へは自治会長さんにご依頼をさせていただきまして、地域へ回覧をご依頼させていただいています。広報につきましても、1 月号の広報の方へ掲載をさせていただきまして、説明会及び縦覧の実施というのを広報させていただいたところでございます。

(委員)

周知されたタイミングから実際に開催された日までが短いんじゃないかなというようなことを素朴に思っていて、もう少したくさんの方に参加いただけるような形で、仕掛けみたいなものをご検討いただくと、次回の準備書の段階の説明会へ向けてご検討いただくといいかなというのを感想として思いましたので、またご検討いただければと思います。

(事業者)

次回、準備書の段階で、こういったご意見をいただきましたので、参考に検討したいと思います。ありがとうございます。

(委員)

方法書 6-26 ページの現地調査の手法及びその選定理由のことですが、哺乳類が連続で 1 回につき 1 週間ぐらいというのは非常に効果的で、これだけやっていただいたらありがたいなと思っています。お聞きしたいのは、春夏秋冬っていう調査の日が年 4 回ありますが、これはどの分野についても大体同じ日くらいにやるのか、あるいは分野によってはずらして調査されるのかそのあたりを少しお聞かせいただきたいと思います。例えば、自動カメラを仕掛けるときに、同じようなところにトラップを仕掛ける時に、ライトトラップなど、重複していると弊害が出てくるようなものがあります。分野ごとや、グループごとによって調査日が多少ずれているのか、あるいは固まってやっていくのか、そのあたりをお聞きしたいです。

(事業者委託業者)

方法書には春夏秋冬ということで、簡単に書いていますが、先ほどから、いろいろ注目すべき種などが挙がってきていますので、その生態というか、発生時期に合わせて調査をしていかなければいけないかなということで考えています。ですので、調査をしながら、状況を見ながら、例えば、雨の日であつたりだとか、晴れの日ばかりではなく、少し天候の悪い日をやってみたりだとか、よくよく考えて対応していきたいと考えています。

(委員)

ちょっと気になるのは、先ほど言いましたように、ライトトラップと、夜の行動をマークする調査とかが重複すると、障害が出るかもわかりませんので、そのあたりをずらして欲しいと思います。よろしくお願いします。

(事業者委託業者)

わかりました。対応していきたいと思います。ありがとうございます。

(会長)

景観について教えていただきたいと思います。ちょっと離れたところで、4地点をフォトモンタージュで、年に2回ということになっていますけども、この4地点を選んだ部分に対しては理解できます。公園があったり、歩道があったり、池があったり、などもありますが、松阪市には景観計画というのがあり、これだけ山奥だからそれほど、外から見たときに大規模な開発行為を行ってらっしゃるといふことには、大丈夫なのかなという気はしない訳ではないのですけれども、やっぱり、地域の方々にとって、クリーンセンターというところの部分、それから新しく最終処分場ができるということが、迷惑施設ではありませんよということを伝えていくためにも、景観に関する部分は考えないといけないと思います。今現在のモンタージュを、毎回、年に2回、6年間かかるわけでしょうから、そういうところの部分も踏まえ、将来のイメージ図みたいなものも併せて出すという形になるのでしょうか。表現することになるのでしょうか。

(事業者委託業者)

今回の施設が、最終処分場というところで、谷の中に主な施設ができるというところで、周りから、何か新しいものができて目立つという事業ではないのかなと考えています。ただその一方で、冒頭にありましたような里山的な環境に、人工的なものが出来るというところで、景観を構成する要素というのが、大きく変わってくる可能性があると考えています。そういった中で、東西南北に公園ですとか、憩いの場といったものがありますので、そういったところの屋外の人の視点から見る場所というものを調査ポイントとしています。特に南側は、谷の中の方が見えてきますので、今の谷が将来変わるところが、大きく、フォトモンタージュとしては表現されるのかなというように考えています。また、この事業が3期にわたって、埋立処分場が整備されるというところがありますので、それぞれの期ごとの将来像、それから、場合によっては植生が、ある程度生育した今回の事業が45年というある程度長いスパンになりますので、ある程度長いスパンの先の将来像というものをフォトモンタージュで表現していくことになるだろうと今考えています。

(会長)

ありがとうございました。確かに、現地調査の時にも奥まっているところですので、幸か不幸か外から見たときに、それほど自然を代償にして何かするという感じにはならないのかなと思いましたが、だからこそ、きちんとした記録をとって、供用が始まりますと、40年、何十年という感じになっていますので、そういうところなども踏まえて、しっかりととっていただける部分は、記録としてとっていただいて、景観への配慮をどのような感じでやっていくのかという部分にも、大きな資料になれるような部分はきちんと用意していただければと思います。よろしくお願いします。

(事業者委託業者)

わかりました。ありがとうございます。

(会長)

一応、今日参加された委員の皆さんからはご意見をいただきました。大きな問題があるとかそういうことは、幸い無いようですが、ただいろんな細かいところの部分で、考えなければならない宿題もあったと思っています。次に準備書、評価書ということをやっていくこととなりますが、皆様からの意見をいただいて考えるに、この方法書について、諮問を受けた我々としては答申をしなければなりません。これからは答申に向けた議論をさせていただいてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

ありがとうございます。それでは、答申について、事務局で用意をしているものがありますでしょうか。よろしくをお願いします。

別添のとおりの意見というのが今日、この場で議論されている部分について事務局の方でページにまとめるという形にしてコロナ禍ということもありますし、今日で問題となるような大きな異論はなかったということで、この後、別添のとおりの意見については会長の私と副会長で責任を持ってまとめていく形で、一任していただくという形にし、この課題のこの内容で問題がないということであれば、今、部長がいらっしゃるの、部長に答申をさせていただくという手順を踏みたいと思いますが、みなさん、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(会長)

では、竹上市長の代理として、部長に答申をさせていただきます。別添は責任を持って作らせていただきますが、読ませていただきますのでよろしくお願いします。

令和3年2月22日に諮問のありました松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書について審議の結果、別添のとおり意見を付して答申とします。

(朴会長)

答申は簡潔かつ明瞭ですが、私たち8人の委員は責任重大ということでよくわかって

いますので、誇れる施設ができるようにこれからも努力するということを伝えてください。よろしくお願いいたします。

(部長)

わかりました。しっかりと取り組ませていただきます。どうもありがとうございます。

(朴会長)

無事に答申をさせていただきましたので、これから末永く付き合っていたきたいと思っています。皆さんから意見が出ているものは、私と副会長で責任を持って作成をして、市長に伝えておきますのでよろしくお願いいたします。より多くの方々が関心を持って協力をしていただけるような工夫をしながら進めていきたいなということも我々委員のみなさんの共通した認識だと思っていますので、よろしくお願いいたします

(事務局)

会長、副会長、ありがとうございました。また委員の皆様、本日は松阪市新最終処分場施設整備事業に係る環境影響評価方法書につきまして、ご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、松阪市環境影響評価委員会を終了とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。